

情報誌 たかぎ

ホームページアドレス <http://www.vill.takagi.nagano.jp/> 電子メールアドレス info@vill.takagi.nagano.jp



7月16日 健康ウォーキング in 菊目石
爽やかな夏空の下、村内外から90名の参加者が大島地区を訪れ、往復4 km
のウォーキングを楽しみました。

今月号の主な内容

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ■ 広報たかぎ | ■ 健康アップPPK …………… 7面 |
| ・長野県消防大会、喬木村で開催 …… 2面 | ■ 棕記念館・図書館だより …… 8面 |
| ・災害時支援制度 …………… 3面 | ■ 学校だより 第二小学校 …… 9面 |
| ・年金時効特例法 …………… 4面 | ■ 交流センター便り …………… 10面 |
| ・参院選挙結果 …………… 4面 | ■ ひなたぼっこ …………… 11面 |
| ・後期高齢者医療制度 …………… 5面 | ■ オフトークたかぎ …………… 12面 |

2007

9

September



村の人口 6,774人(-6)
男 3,284人(-1)
女 3,490人(-5)
世帯数 2,046戸(-3)
(平成19年8月1日現在)

喬木村災害時要援護者支援制度

災害時に援護が必要な方を支援する制度を始めます



一、災害時要援護者とは

移動が困難な方、移動に時間のかかる方、理解や判断が困難な方、情報の收受が困難な方、精神的に不安になりやすい方、医療的行為を必要とする方です。

二、近年の災害の教訓から

新潟・福井の豪雨災害、また十一年前に発生した阪神淡路大震災での犠牲者の大半が、いわゆる災害弱者である高齢者の方々でした。仮設住宅生活でも孤独死(病死含む)・自殺などもあり、災害弱者の方々の見守りが重要となつてまいりました。

三、地域での見守り活動

災害時には情報が重要となつてまいります。それには、普段からのお付き合いや、見守り活動が必要です。しかし、プライバシーの問題もあり、あまり深くは立ち入れないのが現状です。



四、プライバシー情報の開示

行政や民生・児童委員などの特定の人だけが知っているだけでは災害時に対処できません。そこで、ご本人が同意のしうえで、個人情報地域の方々に開示することを可能にするのが、この制度です。

五、情報の提供

村では、情報の開示があった方について台帳を作成します。台帳に登録された情報と、地域の支援者(地域支援者といいますが)、また、要介護者及び支援者の名簿(住所・氏名のみ)を自治会に提供します。

六、地域支援者の役割

要援護者は支援を希望する場合、同意を得て地域支援者を選定し台帳に登録します。支援を依頼された地域支援者は、普段の見守り活動と、災害時の支援を行います。地域支援者の方には、責任を課すのではなく、あくまでも善意による、可能な範囲の支援をしていただきます。

登録できる要援護者の方は

① 身体障害者で3級以上の方	217人
② 知的障害者で療育A判定の方	11人
③ ひとり暮らし高齢者	198人
④ 寝たきり高齢者	92人
⑤ 認知症高齢者	53人
⑥ 上記に準ずるその他の方	-
計	571人

調査対象者(重複者あり)(平成19年4月末現在) ↑
*上記以外の方でも、支援を必要とする場合はお気軽にお問合わせください。

隣近所の付き合いや、助け合いの重要性を再認識できます。

新たな試みですので、村民の皆様のご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

お問い合わせ 喬木村役場 総務課又は住民課
総務課 電話 33-5120(直通)
住民課 電話 33-5123(直通)
もしくは、お近くの民生・児童委員

登録するには

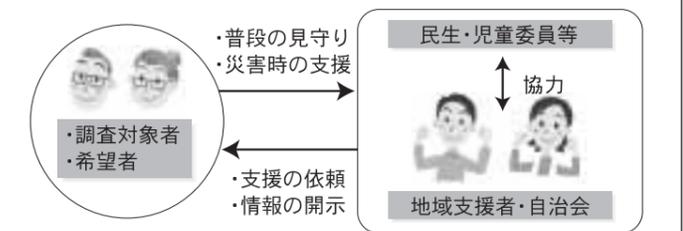
■ひとり暮らし高齢者の方は

近々、民生・児童委員が戸別に訪問させていただき、台帳を作成するための調査(同意の確認作業)を行ないます。

■その他の方について

ひとり暮らし高齢者以外の方については、村から手紙を送付させていただきますので、制度の趣旨をご理解のうえ、村へ申請してください。

災害時要援護者支援制度



第49回 長野県消防ポンプ操法

・ラップ吹奏大会 喬木村運動公園で開催

八月五日、晴れ渡った夏空の元、県消防ポンプ操法・ラップ吹奏大会が運動公園及び第一小グラウンドを会場に開催され、県内から三千人近い関係者が集まり消防技術を競いました。

主な結果
▼ポンプ車操法
優勝 富士見町



三千人近い消防関係者を集め運動公園で行なわれた県消防ポンプ操法大会

▼ラップ吹奏の部
優勝 飯田市
優勝 辰野町

消防大会を終えて

県大会については、五月より計画案を準備し、北部地区班、飯伊及び県消防協会と協議・調整を進めてまいりました。

飯伊消防技術大会

小型ポンプ 南班2位
町郭班5位
ラップ(B) ラップ班2位



小型ポンプ2位 南班

雨天により一週間延期された平成一九年度飯伊消防技術大会が七月二二日、飯田市桐林運動場で開催され、村から出場した三チームはいずれも



小型ポンプ5位 町・郭班

上位に入賞する優秀な成績を収めました。



ラップBグループ2位 喬木村

た。また、村消防団でも独自にグラウンド整備を行い、選手たちがベストを尽くすのにふさわしい会場作りを心がけました。当日は、県大会と違うことでこちらの想定以上に一般の方の来場があり、一時駐車場が不足するという事態がありました。団員の協力により素早い対応を取ることが

出来ました。喬木村、飯田下伊那の消防団員の一致団結により、素晴らしい大会運営が出来たと思います。最後になりましたが、昼食の手配、準備をしていただきました商工会、業者の皆様、交通規制にご協力いただいた村民の皆様、大変ありがとうございました。

平成20年4月から 「後期高齢者医療制度」の創設や 制度の改革が行われます。

- ①平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が創設されます。
○75歳（一定の障害のある方は65歳）以上の高齢者の新しい医療制度が始まります。

～後期高齢者医療制度に関するQ&A～

問1 この新しい医療制度は、どのようなものですか？

国のすすめる『医療制度改革』のひとつで、老人医療費を中心に、国民全体の医療費が増え続けているなか、世代間の負担が問題になっているとされています。

このため、新しい高齢者の医療制度を創り、世代間の負担を明確にし、公平で分かりやすくしていくための新たな制度です。

平成20年4月から、75歳以上の方については、現在の「老人保健制度」の対象から「後期高齢者医療制度」という新しい医療制度に変更になります。

問2 新たに保険料の負担があると聞きましたが？

75歳以上の方全員に、新たに保険料のご負担をお願いすることになります。保険料の率は長野県内81のすべての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」が決定し運営の主体となります。

保険料の徴収や窓口事務は市町村で行い、新たに設立された広域連合と県内のすべての市町村が協力して、事務を行っていきます。

全国的な制度の改正ですので、47都道府県にもそれぞれの広域連合が設立されました。

- ②平成20年4月から自己負担割合が変わります。

○義務教育就学前までの子どもの自己負担割合が2割になります。

平成20年3月31日まで		平成20年4月1日から	
0～2歳	3歳以上	0～小学校入学前	小学生以上
2割	3割	2割	3割

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、3歳未満から小学校入学前（6歳に達する日以降の最初の3月31日まで）に拡大されます。

○70歳以上75歳未満の人の自己負担割合が2割になります。

平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
70歳以上75歳未満（現役並み所得者以外）	70歳以上75歳未満（現役並み所得者以外）
1割	2割

70歳以上75歳未満の人がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、原則1割、現役並み所得者3割となっていました。現役並み所得者以外の人については2割に引き上げられます。現役並み所得者は3割で変わりません。

年金時効特例法の仕組み

今までは

【具体例①】
60歳から年金を受給していた方で、72歳で追加すべき年金記録が見つかった場合

▼60歳	▼67歳	▼72歳
5年を超える分は、時効消滅		増額分は5年間遡ってお支払い
当初からお支払い		全額をお支払い

【具体例②】
72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることがわかった場合

▼65歳	▼67歳	▼72歳
時効消滅		5年間分は遡ってお支払い
全額をお支払い		

これからは

時効消滅 ⇒ 年金時効特例法の成立により、この時効消滅の部分も全期間遡って支給されます。

年金時効特例法が 成立しました

先の国会で「年金時効特例法」が成立し、五年の時効が撤廃されましたので、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人又は遺族の方に全額をお支払いすることが出来るようになりました。

必要な手続きは

一、既に年金記録が訂正されている方
① 年金記録の訂正により年金額が増えた方の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方
② ①や②に該当する方が、なごの遺族の方
※時効消滅分が全期間遡って支給されます。
二、今後、年金記録が訂正される方
③ 今後、年金記録が訂正された結果、上記①②と同じように年金額が増える方

必要な手続きは
一、すでに年金記録が訂正されている受給者の方
・十九年九月から、これまで時効のために五年より前の年金を受け取れなかった方に、社会保険庁が基礎年金番号などをあらかじめ記載し、ご本人にはご署名を頂くだけで済む支払い手続き用紙が順次発送されます。
・今すぐ最寄りの社会保険事務所にて手続きをしていただくことも可能です。
二、今後、年金記録が訂正される方
・手続きは必要ありません。年金記録の訂正に併せて自動的に計算を行い、五年以上経過した分の年金額も支給されます。
お問い合わせは
飯田社会保険事務所 または
年金ダイヤル 057701051165まで

平成19年7月29日執行 参議院議員通常選挙の 投票・開票結果

○投票者数	77.50%
男 2,125人	(H16 83.77%)
女 2,292人	
計 4,417人	

比例代表選出議員選挙開票結果	
	得票数*
維新政党・新風	8
社会民主党	330
公明党	436
9条ネット	18
共生新党	23
日本共産党	518
国民新党	56
自由民主党	990
民主党	1,500
新党日本	290
女性党	49
無効投票	197
得票総数	4,415

*政党名と個人名の合計得票数

長野県選出議員選挙開票結果	
	得票数
吉田ひろみ	1,779
羽田雄一郎	1,545
中野さなえ	648
中川博司	371
無効投票	74
得票総数	4,417

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された者、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方の「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状を受ける資格があったにもかかわらず請求されていない方も対象です。

請求書は役場住民課の窓口を用意してあります。請求期間は、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までです。

資格要件などのお問い合わせは、次のとおりです。

照会先 独立行政法人 平和祈念事業特別基金
電話 012012341933
(月～金・午前九時十五分～午後五時十五分・土日休)

ホームページ: <http://www.heiwago.jp>



広報たかぎ

お知らせ版

松くい虫伐倒 くん蒸処理について

松くい虫被害の予防と防除を目的とした、伐倒駆除が今月より始まりました。松くい虫は法定病害虫のため、地権者や隣接者等の承諾なしに土地に立ち入り処理をしております。被害の撲滅と松の緑を守るため、ご理解と協力をお願いします。

○問い合わせ先
☎ 33-5128
役場 建設課
住宅林務環境担当

水道・下水道工事 指定店の追加

水道と下水道工事の指定店に次の業者が追加指定されましたのでお知らせします。

有限会社 高森設備
高森町下市田
2422-130
☎ 35-6110

消費者研修旅行 参加者募集

役場総務課では、今後の皆さんの消費生活に役立てていただくため、研修旅行を計画しました。私たちの日常生活に欠かすことのできないエネルギー資源の研究機関と、日常生活に深く関わっている科学技術のしくみを体験学習できる施設を視察する予定です。どなたでもお気軽にご参加ください。

- 日時 九月十一日(火) 七時三十分出発、十八時三十分着予定
- 集合場所 喬木村役場前
- 行程 核燃料サイクル開発機構東濃地科学センター(岐阜県瑞浪市) ↓ 瑞浪市内昼食(鬼岩公園付近) ↓ 岐阜県先端科学技術体験センター(学習見学) ↓ 土岐アウトレット
- 参加費 二,〇〇〇円(昼食代込み)
- 申込締切 八月三十一日(金)
- 募集人員 二十二名
(募集人員に達し次第締め切らせていただきます)
- 申込先 役場総務課
☎ 33-2001

個人使用井戸水水質 検査の斡旋について

飲用井戸水を使用しているみなさんは、汚染の有無や飲まれている井戸の水質を知る上でも水質検査を受けることをおすすめします。村では次の内容で検査の斡旋を行います。

- 採水容器的の配布 八月二十七日(月)～二十九日(水) 八時三十分～十七時三十分 事前の申し込みは不要です。役場二階建設課にて容器をお渡しします。
- 採水と提出方法 九月四日(火)八時三十分～正午 役場にご持参下さい。

- 検査項目 十項目(PH、臭気、味、色度、濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、一般細菌、大腸菌、有機物等) 飲用井戸に適するかどうかを計る項目です。
- 検査機関 (財)中部公衆医学研究所
- 検査代金と結果報告 検査料金は個人支払で七,〇〇〇円(消費税込)です。後日検査結果と請求書が検査機関より直接送付されます。
- お問い合わせ先 建設課上下水道担当 (☎ 33-5122)

下伊那郡下最悪 乱れるごみの分別

燃やすごみは、飯田市にある桐林クリーンセンターで焼却処分されています。

喬木村から搬入した燃やすごみの内容物の検査があり、中には不燃ごみの靴や、金物ごみ、空き缶やスプレー缶など燃やすごみに出せないものが入っており、重さにして約二十二%(昨年十二%)が分別出来ていないものでした。

センターより全くと言って良いほど、分別ができておらず郡下ではワーストワンとの指摘を受けております。もう一度ごみリサイクルカレンダーを参考に分別の徹底をお願いします。

ごみ減量化にご協力下さい

鞍馬地籍にある一般廃棄物最終処分場では、汚れたびんや陶磁器などの埋立てを平成九年より行っています。現在は埋立能力の約三十%にあたる二、一七八m³が埋め立てられております。

処分場延命化のためには住民の皆さんの協力が必要です。面倒くさがらずに分別をして、ごみの減量化、資源化に積極的に取り組んでくださるようお願いいたします。



9月の結婚相談日

- 日時 九月八日 土曜日 午後七時三十分～午後九時
- 場所 喬木村老人福祉センター 第一会議室
- ※相談日に関わらず、随時左記にて結婚についてのご相談を受け付けております。
- お問い合わせ 喬木村役場 住民課福祉係 担当…市瀬
電話…33-5123

8月の村税等

納期限	口座振替日
村県民税(第2期)	8月27日
国保税(第5期)	
介護保険料	8月31日
保育料	
上下水道料	

◎口座振替の方は預金を残高確認をお願いします。

お問い合わせ先 ☎ 33-5126 環境担当